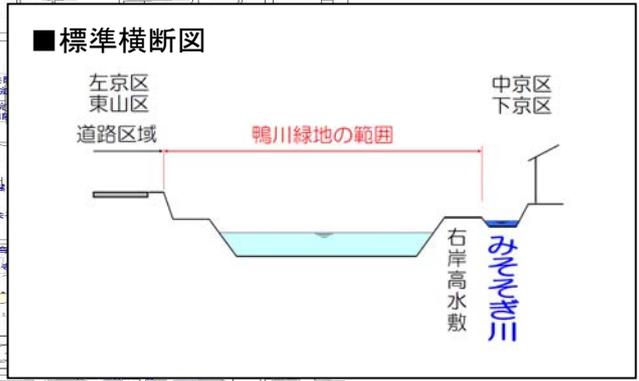
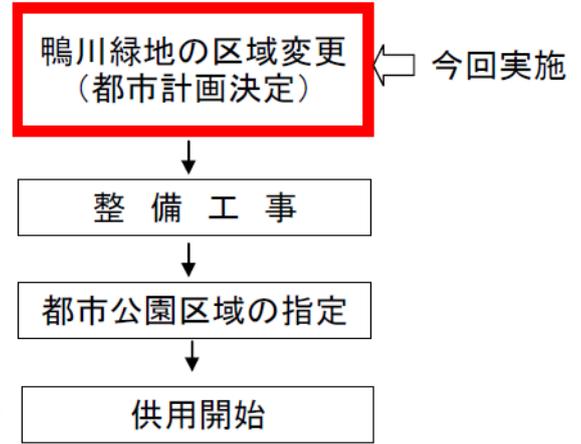


鴨川緑地の拡大について

鴨川については、柘野から三条大橋の区間を「鴨川緑地」として都市計画決定し、公園整備を進めるとともに、憩いや散策、子供の遊びなどさまざまなレクリエーションの場として親しまれています。

今回、三条大橋から五条大橋の区間の右岸高水敷について、凸凹を解消して歩きやすい遊歩道を整備し、柘野から五条大橋まで一体的に良好な環境が維持できるよう「鴨川緑地」の区域を拡大するものです。

※都市計画決定・公園として整備し、維持するために、都市計画施設（公園、緑地など）として決定することです。



凡 例

	昭和42年～平成6年に指定をした鴨川緑地 91.6ha
	今回鴨川緑地を拡大する区域 9.8ha
	今回鴨川緑地から外す区域 (みそそぎ川) 0.3ha